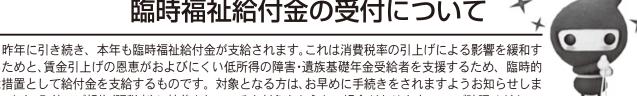
## 町民課からのお知らせ

# 臨時福祉給付金の受付について



るためと、賃金引上げの恩恵がおよびにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者を支援するため、臨時的 な措置として給付金を支給するものです。対象となる方は、お早めに手続きをされますようお知らせしま す。なお、町外のご親族(課税者)に扶養されていると対象とならない場合がありますので、ご確認ください。

#### 1. 支給対象となる方

平成28年1月1日時点で八百津町の住民基本台帳に登録されており、平成28年度の町県民税(均等割)が課税 されていない方が支給の対象となります。ただし、次の場合は支給の対象外です。

- ・生活保護制度の被保護者となっている場合
- ・支給対象者を扶養している方が課税されている場合(扶養している方が町外にみえる場合も含みます。) 町では、町県民税(均等割)が非課税の方(臨時福祉給付金の対象者となる可能性のある方)に対し、非課税 のお知らせとともに、臨時福祉給付金の申請書を送付させていただきます。

#### 2. 支給額

支給対象者1人につき 3,000円 支給は1回限りです。

また、平成28年度の臨時福祉給付金の対象者のうち、障害基礎年金および遺族基礎年金を受給している方 へは、30,000円の加算措置があります。ただし、すでに高齢者向け給付金(3万円)を受給された方は対象外です。

- 3. 申請期間 9月9日(金)~平成29年1月10日(火) ※期限を過ぎると支給できなくなります。お早めに手続きを済ませてください。
- 4. 申請に必要な添付書類
- ①本人確認書類 ※必ず対象者全員分の本人確認書類をご用意ください。

#### 【1種類で良いもの】

免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カード・個人番号カードなど、官公庁が発行した写真付きの証明書

### 【2種類が必要なもの】

- ア 健康保険証・年金手帳・年金証書・地方公共団体が発行した医療受給者証など
- その他本人が確認出来る書類(病院の診察券など)
- ※アの書類を2種類かア・イの書類をそれぞれ1種類ずつ提示していただくことが必要です。
- ②振込先金融機関確認書類 (申請書に印字してある金融機関口座を希望される場合は不要です。)

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳またはキャッシュカード ※「臨時福祉給付金申請書」に記載の「1.申請·受給者」または「5.代理人」名義の口座に限ります。

- ③障害・遺族基礎年金の受給確認書類(申請書の「障害・遺族基礎年金受給者向け」欄にあらかじめ「該当」と印字されている場合は添付不要)
- ④扶養者の非課税証明書(一部の方のみ添付が必要/町外のご親族(非課税者)に扶養されている方などは、扶養者の非課税証明が必要)
- □お問い合わせ・提出先 役場1階 町民課 ☎43-2111(内線2111) および 役場各出張所

### 総務課からのお知らせ

# 学べる八百津町結婚相談所を開催します!

町結婚相談所では真剣に結婚をしたいと思う独身男女(町外の方でもOK!)を対象に学べる結婚相談所を 無料で開催しております。専門アドバイザーが個別に相談を受け、個人のスキルアップに対するアドバイス をします!安心して「初めの一歩」を踏み出しましょう!お気軽にご相談ください。ホームページからも予約 が可能です。詳しくは、ホームページまたは、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

: 10月 8日(土)/15日(土)午後1時30分~4時30分

21日(金)/28日(金)午後7時00分~9時00分

■ところ :役場西側防災センター

※結婚相談所は、毎月3回定期的に開催しております。

■初回登録の持ち物 ①3か月以内に撮影された写真2枚

②独身証明書(役場で発行しております)

③本人確認のできる書類とそのコピー

親御様向け相談会も開催します!

■と き:10月25日(火)

午後1時30分~3時30分

■ところ:役場西側防災センター

□お問い合わせ 役場2階 総務課 政策調整係 ☎43-2111(内線2212) E-mail: ketukon@town.yaotsu.lg.jp